

中小企業向けDX推進リスクリング事業業務委託

仕様書

1 本業務の目的

三重県では、令和4年度に策定した「みえのデジタル社会の形成に向けた戦略推進計画」に基づき、DXによる各産業の活性化や新しいビジネスの創出を目的に、DXを推進する人材及びデジタル技術・データ活用に関する知識やスキルを有した人材育成を行うこととしている。

県内中小企業向けアンケートの結果によると、DXに取り組むための課題として最も高いものは「DXを担う人材を育成できない」という結果が出ており、デジタル技術の活用により社会経済が様変わりする中、企業のDXを推進する人材の不足が課題となっている。特に、デジタルツールの活用など、企業のDXを支える技術には専門的な知識が必要となるものも多いことから、県内企業がDXを実現し、企業の経営課題である生産性の向上及び業務の効率化に繋げるためにはデジタル技術にかかるリスクリングが必要である。

このような状況から、県内企業のDXを推進するため、ノーコード・ローコードや、AI、プログラミングなどのデジタルツールを活用したアプリケーションの開発を通して、デジタルスキルを習得する研修を実施する。

2 委託業務名

中小企業向けDX推進リスクリング事業業務委託

3 履行期間

契約日から令和7年3月24日（月）まで

4 履行場所

三重県津市広明町13番地 三重県雇用経済部産業イノベーション推進課内 他

5 本委託業務の内容

(1) 研修の対象者

主に県内中小企業・小規模企業の経営者及び従業員等とする。

(2) 研修の実施

本業務では、各企業内の課題を解決するため、アプリケーション開発のハンズオン研修及び開発に使用するデジタルツールを学ぶeラーニング研修を行うこと。

受講生が学習するデジタルツールは、例えば、ノーコード・ローコード、プログ

ラミング、A I 等から3種類を選定し、各ツールによってコースを区分した3つのコースを提案すること。

研修の実施については、企画を行うとともに、受講者の募集をはじめ、広報業務、運営、フォローアップ等、研修開催に係る一連の業務を行うこととする。なお、実施に当たっては下記の（ア）～（カ）に基づき実施すること。

（ア）研修のカリキュラム

県内の中小企業を主な対象に、受講者がDXを推進するために効果的なツールの使い方を身につけ、デジタルスキルを習得するカリキュラムを作成すること。

①ハンズオン研修

各コースで設定したデジタルツールを用いて、企業内の課題解決に向けたアプリケーションの開発実習を行うこと。研修は1コースあたり、3時間程度を3回以上実施すること。なお、企業内の課題は、受講者の所属する企業等におけるデジタル化により、効率化したい業務をそれぞれ抽出し、各コースで設定したデジタルツールを活用してその解決につながる内容となるようこと。

②eラーニング研修

各コースで設定したデジタルツールの利用方法や活用事例が習得できる研修を実施すること。研修は1コースあたり、延べ20時間程度とすること。

（イ）研修の実施場所と運営

ハンズオン研修は、1コース当たり県内の2地域（2会場）において各3回ずつ実施すること。実施場所は県と協議をして決定すること。また、講師の確保及び調整や、研修の実施に必要な機材の準備、スタッフの派遣、会場の設営及び撤去、当日の開催記録等の運營業務については受託者の責任において行うこと。なお、会場の借上げ等、研修に要する費用は委託料から支出すること。

eラーニング研修は、受講者がオンラインで受講可能な形式で提供することとし、開講期間中、受講者が24時間いつでも動画等の教材を閲覧し、自習して学ぶ環境を整備すること。なお、メンテナンス等で教材の閲覧ができなくなる場合は、事前に受講者に通知すること。

（ウ）研修の実施日及び実施時期

効果的な研修となるよう開催日数を調整するとともに、受講者が参加しやすい、曜日・時間の設定に努め、契約締結後速やかに研修の内容、開催日時等を記載した研修計画書を作成のうえ提出し、具体的な日程については、県と協議の上決定すること。また、研修計画に変更が生じた場合は、適宜、県と協議し承認を得ること。

なお、三重県が県内企業のDX促進に向けて取り組む関連事業全体の計画については、別紙「中小企業向けDX人材育成関連事業における役割分担」を参照すること。

(エ) 研修に使用するツール

各コースで使用するデジタルツールは、受講後に自社で導入・活用しやすいツールの選定に努めること。なお、具体的に選定したツールについては提案書に記載することとし、選定理由についても提案書に明示すること。

また、受講者が研修課程において使用するパソコン等の端末については原則受講生が用意するものとし、受講にあたり最低限必要と思われるスペック（OS は少なくとも Windows 及び iOS、Mac OS、Android には対応できるような研修を用意すること）等については提案書に具体的に記載し、募集の際にも周知すること。なお、ハンズオン研修に必要なパソコン等の端末を用意できない受講希望者に対しては研修会場にて受講する際、機器の貸出等のフォローを行うこと。

また、eラーニングの受講環境は、受講者が受講しやすいよう、安定したシステムを受託者側で準備し、短時間で効果的な研修とするための仕組み等を提案すること。

(オ) 研修受講者の募集及び選定

受講者の定員は各コース 20 名程度とすることとし、受講者はハンズオン研修の会場について 2 地域（2 会場）から選べるようにすること。参加費は無料とし、研修中に使用するツールの利用料やテキストについても、受講者からの徴収は行わないものとする。

また、研修受講希望者に対して、必要に応じて受講者の選定を行うこと。選定を行う場合は、具体的な選定手法について県と協議の上、承諾を得ること。なお、受講希望者数が定員を下回る場合は原則希望者全員を受講させることとするが、定員を下回る場合でも、研修の進捗や運営を円滑にするために必要であれば、受講者選定の基準を設けることを可能とする。

(カ) コミュニケーションツールによる受講者のサポート

研修期間中は、受講者からの研修内容に関する質問を受け付ける相談窓口をコミュニケーションツール内に設置すること。また、受講者同士で意見を共有できる場の作成等、受講者が効果的に学習できるよう、受講者コミュニティも形成し、運営及びサポートを行うこと。本コミュニティには県も参加できるものとする。なお、コミュニケーションツールの使用に係る費用は受託者が負担すること。

(3) 「機運醸成セミナー」におけるガイダンスの実施

受講者を広く募ることを目的に、受講者の募集期間中に受講希望者向けの「機運醸成セミナー」を県が開催するため、現地参加し、本事業の趣旨及びカリキュラムの説明に加え、学習するデジタルツールについて 20 分程度、研修への受講意欲を喚起する内容にて説明を実施すること。

(4) 「合同成果報告会」における事業実績説明の実施

令和 7 年 3 月初旬までに、「合同成果報告会」を県が開催するため、現地参加し、

本事業の実績や成果の説明を20分程度実施すること。

(5) 広報の実施

下記のとおり広報を実施すること。なお、各コースは定員を満たせるよう周知に努めること。

(ア) チラシ作成

受講者募集等のため、下記のとおり(a)(b)(c)3種のチラシを作成すること。作成したチラシはそれぞれ36,000部以上印刷を行い、県が指定する県内商工団体等(12箇所程度)に、34,000部を別途指定する時期に送付すること。また、チラシ配布にあたっては商工団体等のチラシ配布サービスを活用することとし、サービスの利用により発生する業務(申込及び調整等)は受託者が行うこと。なお、チラシ配布手数料は受託者が負担すること。配布手数料は3種で計約78万円要することから、見積書に記載することとし、チラシデータとチラシ残部は県へ納品すること。

名称	形式	内容	時期
(a) 研修チラシ	A4サイズの 両面カラー	本事業の全コースについて紹介する内容を作成すること。	7～8月 頃
(b) 県事業紹介チラシ		県が提供する原稿を基に県の実施する関連事業を紹介する内容を作成すること。	
(c) 研修チラシ		本事業、県が提供する原稿を基に、県の実施する関連事業等を紹介する内容を作成すること。	10～11月 頃

(イ) WEBメディアの活用

年2回以上(前期1回、後期1回以上)、SNS(Facebook, X(旧Twitter), Instagram等)広告、各種メディア等のWEB媒体等を活用した広報を行い、効果的な集客に努めること。

(ウ) その他

研修への参加を促す効果的な方法について提案し、県と協議のうえ実施すること。

(6) 県が行う他の事業との連携について

別紙「中小企業向けDX人材育成関連事業における役割分担」に掲載する関連事業において連携を行うこと。特に、「機運醸成セミナー」「合同成果報告会」、「チラシ作成・配布」等については、契約締結後に県が協議する場を設けるので参加し、別紙に基づき調整して事業に取り組むこと。

(7) 効果測定

研修ごとに、受講者に対してアンケート調査を行うこと。また、全ての研修が終了した後に、改めて全研修に対するアンケート調査を実施し、DXに対する機運醸成に係る向上度合いを測定すること。なお、アンケートには、次年度以降に希望する研修内容について記入する項目を設けるものとし、県内中小企業等のニーズ把握を併せて行うこと。

6 納品物件

以下の成果物を電子データ1部、印刷物1部を提出すること。

- (1) 広報チラシ
- (2) 研修実施報告書（研修実施記録、効果測定結果等を含む）
- (3) その他、委託業務で作成した資料

7 支払い条件

令和7年3月24日（月）までに全ての業務を完了させ、履行確認終了後、履行確認の通知が行われた後に支払うこととする。

8 その他注意事項

- (1) 本委託業務の履行にあたっては、特定の企業や団体のみの利益追従とならないよう配慮するものとする。また、受託者は受講者等から一切の費用を受領することはできない。
- (2) 本委託業務の履行にあたって、取り上げる製品やサービスは特定の社に偏ることがないように配慮するものとし、研修中に製品の宣伝、販売など、一切の営業行為を行ってはならない。
- (3) 個人情報の適切な管理のため、別記「個人情報の取り扱いに関する特記事項」を遵守すること。
- (4) 本委託業務について、契約書及び仕様書に明示されていない事項でも、その履行上当然必要な事項については、受託事業者が責任を持って対応すること。
- (5) 受託事業者は、何人に対しても受託期間中または受託期間終了後を問わず、業務上知り得た本県業務の一切を漏らしてはならない。
- (6) 本委託業務のスケジュールについては、事前に本県の承認を得ること。
- (7) 打ち合わせの内容については、議事録を作成し、提出すること。
- (8) 本仕様書に記載されている全ての作業について、いかなるケースにおいても本県に対して、別途費用を請求することはできない。ただし、本県が要求仕様を変更することにより、追加費用が発生する場合は、別途協議を行うものとする。
- (9) 本委託業務においては、「三重県電子情報安全対策基準」に従うこと。なお、「三重県電子情報安全対策基準」については、契約後、受託事業者に提示する。
- (10) 報告書をはじめとする本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了した

ときに県に移転するものとし、本業務に基づく成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、成果物の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は成果物に係る著作者人格権を、将来にわたって行使しないものとする。

- (11) 受託事業者は、県の承認を得ないで委託業務の全部または一部を第三者に委託してはならない。ただし、委託業務の一部を委託する場合について、県の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (12) 契約締結権者は、受託事業者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条または第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。
- (13) 受託事業者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者または暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - (ア) 断固として不当介入を拒否すること。
 - (イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - (ウ) 発注者に報告すること。
 - (エ) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (14) 受託事業者が（13）のイまたはウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により三重県物件関係落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- (15) 本委託業務の履行にあたっては、ユニバーサルデザイン、環境、人権に配慮し、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を順守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ、適切に対応すること。
- (16) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

